



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 8 日 (金)
第 8 4 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地区画整理事業の事業計画の変更 (166) (景観まちづくり課) 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定 (167) (住宅政策課) 2
	争議行為を行う旨の予告 (168) (雇用人材総室) 2
	ブルセラ病検査等の実施 (169) (畜産課) 3
	県道の区域の変更 (170) (道路企画課) 5
	県道の供用の開始 (171) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (172) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (173) (〃) 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (5) 6
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (2件) (7・8) (文化財課) 7
◇ 公 告	鳥取県採石条例による認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 8
	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知 (八頭総合事務所農林局) 8
	鳥取県採石条例による認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 9
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 10
◇ 調達公告	落札者の決定 (危機対策・情報課) 10
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 11

告 示

鳥取県告示第166号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土地区画整理事業の名称
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 施行地区
米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部
- 4 事業施行期間
変更前 昭和45年7月7日から平成25年3月31日まで
変更後 昭和45年7月7日から平成27年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和45年7月2日
- 7 事業計画の変更年月日
平成25年3月8日

鳥取県告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7-2
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区富士見二丁目7-2
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成25年4月1日

鳥取県告示第168号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 大幅な賃金の引上げ、成果主義賃金導入及び賃金体系改悪反対、夏季一時金（2.5ヶ月＋α以上）の保証等に関する件
- (2) 安全・安心の医療・介護提供のための大幅増員、必要人員確保及び欠員の即時補充、3交替による3人以上・月6日以内（当面8日）夜勤協定の締結及び改善等に関する件
- (3) セーフティーマネージャーの専任配置、安全管理委員会への労働者代表の参加並びに医療事故防止のための院内体制の整備及び拡充に関する件

2 日時

平成25年3月14日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

鳥取県告示第169号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町及び鹿野町、八頭郡用瀬町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡八東町の区域に限る。）及び智頭町、倉吉市（平成17年3月22日市町合併前の倉吉市の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併の東伯郡羽合町の区域に限る。）及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡北条町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。）、日野郡日野町の区域において飼育しているものに限る。）（平成25年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの（平成25年4月1日以降に放牧するものを除く。）

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村並びに八頭郡佐治村の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡郡家町の区域に限る。）及び若桜町、倉吉市（平成17年3月22日市町合併前の関金町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡泊村の区域に限る。）、東伯郡琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤碕町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。）並びに日野郡江府町及び日南町の区域において飼育しているものに限る。）（平成25年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの（平成25年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 平成25年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、平成25年4月1日以降に放牧するもの。

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼育している馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上、だちょうの場合は10羽以上の農場に限る。）

(10) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応
- (2) 結核病検査
ツベルクリン検査皮内反応
- (3) ヨーネ病検査
酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応
- (4) 牛海綿状脳症検査
酵素免疫測定法（エライザ法）
- (5) 馬伝染性貧血検査
寒天ゲル内沈降反応
- (6) ニューカッスル病検査
臨床検査及びHI抗体検査
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
ひな白痢急速凝集反応
- (8) 鶏マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応
- (9) 高病原性鳥インフルエンザ検査
臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）
- (10) 腐蝕病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から同町船岡字下モ向田245-2地先まで	変更前	17.5~29.6	99.0
		変更後	17.5~32.1	99.0
河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1地先から同町船岡字狐塚下分1861地先まで	変更前	9.5~52.4	2,078.0
		変更後	9.5~52.6	2,078.0

鳥取県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から同町船岡字下モ向田245-2地先まで	平成25年 3 月 10日
河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1地先から同町船岡字狐塚下分1861地先まで	

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
合同会社アヴィスコ	アヴィスコデイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成25年 2 月 26日	平成25年 3 月 31日	通所介護

鳥取県告示第173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
合同会社アヴィスコ	アヴィスコデイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成25年 2 月 26日	平成25年 3 月 31日	介護予防通所介護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項

(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成25年3月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,630
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,910
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,553
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,220
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,679
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,775
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,519
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,542
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,223
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,331
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,648

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第7号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月8日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

建造物の部

名称	員数	所在の場所
奥田家住宅 主屋 離れ 新座敷 茶室 蔵 西の蔵 雑器蔵（西） 雑器蔵（東） 附 家相図（明治31年、昭和11年） 土地（露地門、塀、石垣及び洗い場を含む。）	8 棟 2 枚 2,172平方メートル	鳥取市猪子

鳥取県教育委員会告示第 8 号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

絵画の部

名称	員数	所在の場所
菊慈童・花鳥図	3 幅	鳥取市国安
竹虎図屏風	6 曲 1 双	鳥取市気高町上光
龍虎図屏風	〃	〃

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社仁徳砂利 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市面影二丁目18-43	鳥取市細見字バジャ谷772-1 外 7 筆 (29,941.08 平方メートル)	風化花崗岩（真砂土）（63,978.82 立方メートル）	平成25年 2 月 15 日から平成28年 2 月 14 日まで	平成25年 2 月 15 日

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定の告示（平成25年 1 月 10 日付農林水産省告示第113号）の内容
（告示の内容）
（1）保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

松田 禮三	八頭郡八頭町西谷字下モムクロシ624の1
橋本 正夫	八頭郡八頭町西谷字上ムクロシ626の1
下田 康平	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内229
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内229の1
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内230
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内230の1
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内231
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内412の1から412の12まで
	八頭郡八頭町隼郡家字鞍内413の4から413の6まで
	八頭郡八頭町隼郡家字大平360
	八頭郡八頭町隼郡家字大平389
	八頭郡八頭町隼郡家字大平411の1
	八頭郡八頭町隼郡家字大平411の2
	八頭郡八頭町西谷字下モ目谷850の10

(2) 指定の目的

水源の涵養又は土砂の流失の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県八頭総合事務所農林局林業振興課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県八頭総合事務所農林局林業振興課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
美保テクノス株式会社 代表取締役 野津 一成	米子市昭和町25	西伯郡伯耆町畑池字射矢谷尻2628 - 1 外 9 筆	風化花崗岩 <small>こうざん</small>	採取の期間	平成23年9月29日から平成28年9月28日まで	平成23年9月29日から平成25年3月31日まで	平成25年2月22日

	(132, 837 平方メート ル)	採取する岩 石の数量	363, 984 立 方 メートル	35, 736 立方メ ートル
--	---------------------------	---------------	----------------------	--------------------

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年3月8日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成25年4月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成25年4月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県原子力防災ネットワークシステム再構築に係る機器賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 24 年 12 月 27 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 扶桑電通株式会社鳥取営業所
鳥取市富安二丁目 159 |
| 5 落 札 金 額 | 51,450,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 24 年 11 月 6 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県危機管理局危機対策・情報課
鳥取市東町一丁目 271 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 3 月 8 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

3テスラ超電導磁気共鳴断層撮像装置 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月30日（土）正午

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法等

入札書には、(1)に掲げる物品の調達に必要な金額を記載すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年3月19日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出するこ

と。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) 平成25年3月8日（金）から同年4月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 平成25年3月8日（金）から同年4月24日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271（内線2209）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年3月8日（金）から同月22日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成25年3月8日（金）から同月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年4月24日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月12日(金)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) 3T Magnetic Resonance Imaging System, 1Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 12 April, 2013

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 24 April, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM 24 April, 2013

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209